#目 日1

高知県規則第57号

髙和果公報

発 行 高 知 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 2 0 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

◎高知県給与支給事務集中処理規則の-	一並な	みてす	- ス #	1
◎同加东柏子文柏事伤来下处垤烧 <u>机</u> 则 ◎	± 01 €	LX 11. 9	(2) NJ	1
告示				1
◎鳥獣保護区の存続期間の更新	(皀	獣対策	(理:	1
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定	((() ()	II II)	1
○告示(銃猟禁止区域の指定)の一部記	`		,	1
下	, (")	5
○告示(特定猟具使用禁止区域(銃) <i>の</i>	`		,	Ü
指定及び告示の廃止)の一部改正	(")	5
○保安林の指定施業要件の変更予定の通	`		,	Ü
知(8件)	_	山林道	(課)	5
○保安林の指定施業要件の変更予定	(]])	6
○保安林の指定に係る通知の掲示	(")	6
○高知県建設工事競争入札参加資格審査	查			
要綱の一部改正	(建	設管理	と は は は は は ま は ま は は は は は は は は は は は	6
○公共測量の終了の通知	(用	地対策	(課)	7
◎土砂災害警戒区域の指定	(防	災砂防	5課)	7
○道路の区域変更 (2件)	(道	路	課)	22
○道路の供用開始	(")	23
○建築基準法による道路の位置の指揮	宦			
(3件)	(建	築指導	算課)	23
公 告				
○土地改良区の役員の退任	(農	業基盤	強課)	23
○開発行為に関する工事の完了	(都	市計画	آ課)	23
入札公告				
○一般競争入札(X線透視撮影装置の販				
入)		営企業		
	県	立病院	注課)	23
+B E	 311			
規則	則 			
高知県給与支給事務集中処理規則の一部	なかみ	正オス	: 相目	か~~
に公布する。	*,	/ 'a	/ /YLX	,
平成23年9月30日				
	田県知	事 厚	临	正直

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県給与支給事務集中処理規則(昭和40年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「並びに」に、「第7条第1項」を「第7条第1項及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第628号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した甫喜ヶ峰鳥獣保護区、程野鳥獣保護区及び下中山鳥獣保護区について、同条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

獣保護	谷の赤滝を起点とし、同所から同谷右	月15日から
区	岸の稜線を北西進及び北進し旧土佐郡	平成33年11
	本川村と旧吾川郡吾北村との境界との	月14日まで
	接点に至り、同所から同境界を東進し	
	戸中山(標高1,261メートル)を経て	
	土佐郡土佐町と吾川郡いの町との境界	
	との接点に至り、同所から同境界を南	
	東進及び南西進し更にドンズラ谷左岸	
	の稜線を南西進し作業道との交点に至	
	り、同所から同作業道を北進し同作業	
	道の終点に至り、同所から山武士谷の	
	東滝を経て同谷の赤滝に至る歩道を南	
	西進及び西進して起点に達する線に囲	
	まれた区域	
下中山	須崎市下中山の土佐市と須崎市との	平成23年11
鳥獣保	境界と県道横浪公園との交点を起点と	月15日から
護区	し、同所から同県道を西進し同市浦ノ	平成33年11
	内下中山と浦ノ内今川内との大字界の	月14日まで
	境界である稜線との交点(同市浦ノ内	
	下中山字雁ノ浦241-10) に至り、同	
	所から同稜線を北西進し浦ノ内湾の満	
	潮位の海岸線に至り、同所から同海岸	
	線を南東進し土佐市と須崎市との境界	
	との接点に至り、同所から同境界を南	
	東進して起点に達する線に囲まれた区	
	域	

高知県告示第629号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

名称	区域	存続期間	禁にる定具種止係特猟の類	
下田特 定猟具	安芸郡馬路村影の通称カジヤ 西谷口を起点とし、同所から同	平成23年11 月15日から	銃器	

第9378号	使用禁止区域(銃)	谷を西進し通称ケヤキヒラの峰との接点に至り、同所から同峰を北西進し八ケ谷との接点(同村馬路字一丁山3336番地)に至り、同所から同谷を東進し安田川との接点に至り、同所から同川右岸を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成33年11 月14日まで			古川の満潮位の海岸線との接点 に至り、同所から同海岸線を西 進し物部川河口銃猟禁止区域の 区域界との接点に至り、同所か ら同区域界を北進し県道春野赤 岡との交点に至り、同所から同 県道を東進し市道南北2号線と の接点に至り、同所から同市道 を南進し市道岸本中央線との交			崎の南西端(種崎6号突堤)に 至り、同所から海上を直進し同 市桂浜の恵比須礁に至り、同所 から満潮位の海岸線を東進し高 知港口防波堤に至り、同所から 同防波堤を東進及び西進し満潮 位の海岸線に至り、同所から同 海岸線を南進し上竜頭岬(通称 竜頭岬)及び下竜頭岬(通称帝
	西分特 定猟無禁 址 (銃)	安芸郡芸西村長谷の国道55号と西分鳥獣保護区の区域界(村道長谷線)との接点を起点とし、同所から同区域界を北東進及び北進し四国電力株式会社の送電線の直下との交点に至り、同所から同送電線の直下を南東進及び東進し村道キマサゴ2号線の終点に至るで検線との接点に至り、同所から同稜線を南東進	平成23年11 月15日から 平成33年11 月14日まで	銃器		点 (明神橋西詰め) に至り、同 所から同市道を東進し県道山北 岸本との交点に至り、同所から 同県道を北進し市道岸本中央線 との接点に至り、同所から同市 道を東進し県道奥西川岸本との 接点に至り、同所から同県道を 南進して起点に達する線に囲ま れた区域			王岬)を経て更に西進し旧吾川 郡春野町と合併前の高知市と旧 吾川郡春野町との境界との接点 に至り、同所から同境界を北進 し鷲尾山山頂を経て更に西進し 高知市と吾川郡いの町との境界 との接点に至り、同所から同境 界を北進し市道朝倉80号線と接 する農道の終点に至る歩道との 接点に至り、同所から同歩道及
公		し同村道の終点に至り、同所から同村道を東進及び南東進し村 道キマサゴ線との接点に至り、			大谷特 定猟具 使用禁	香南市野市町大谷の龍河洞ス カイラインと県道龍河洞公園と の接点を起点とし、同所から同	平成33年11	銃器	び同農道を東進及び南進し同市 道との接点に至り、同所から同 市道を北進及び東進し市道朝倉
当		同所から同村道を南進、西進及 び南進し村道吉井線との接点に 至り、同所から同村道を南進し			止区域 (銃)	県道を北進し大日寺参道との接 点に至り、同所から同参道を東 進し同参道の終点に至り、同所	月14日まで		10号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道朝倉9号 線との交点に至り、同所から同
母		村道桜ヶ池線との接点に至り、 同所から同村道を東進し県道羽 尾琴浜との接点に至り、同所か				から三宝山に至る稜線を北東進及び東進し龍河洞スカイライン			市道を北東進し市道朝倉8号線 との接点に至り、同所から同市 道を北進し県道大河内朝倉停車
- 単		尾琴供との接点に至り、同所から同県道を南進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域				との接点に至り、同所から龍河 洞スカイラインを南東進及び南 西進して起点に達する線に囲ま れた区域			理を北連し県道大河内朝倉停車 場との接点に至り、同所から同 県道を北進し同市宗安寺の鏡川 左岸の旧土佐郡鏡村と合併前の 高知市と旧土佐郡鏡村との境界
平成23年9月30日(金曜日)	香南特 定無無禁 (統)	香南市香我美町岸本の県道奥西川岸本と国道55号との接点を起点とし、同所から同国道を南東進し同所から同国道を南境界との交点に至り、同所から同境界を南進し住吉海岸の上黒バエに至り、同所から海上を北西進し黒バエを経て手結岬沖合の浦戸バエに至り、同所から海上を北西進し赤岡漁港の通称沖防波堤の先端に至り、同所から同防波堤を北西進し同市吉川町	平成23年11 月15日から 平成33年11 月14日まで	銃器	高知市特定州 具体 域 (統)	高知市と南国市との境界と国 道55号との交点を起点とし、同 所から同境界を南西進し満潮位 の海岸線に至り、同所から同海 岸線を南西進し高知所から同海 岸線を南西進し高知所から尚港 を南進、南西進及び北進し満潮 位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し高知港種防 波堤灯台に至り、同所から同灯 台の周囲を南東進及び北西地し 満潮位の海岸線に至り、同所から同所から同海岸線を南西進し高知市種		统器	の対岸の同川右岸に至り、同所 から同川左岸の同境界に直進し 更に同境界を北東及び北進し同 市鏡大河内から同市柴巻に通ず る農道との交点に至り、同所か ら同農道を東進し市道初月3号 線との接点に至り、同所から同 市道を北東進及び南東進し県道 弘瀬高知との接点に至り、同所 から同県道を東進し市道初月6 号線との接点に至り、同所から 同市道を東進及び北進し農道三 谷網川線との接点に至り、同所

中		から同農道を北西進及び北進し 旧土佐郡土佐山村と合併前の高 知市と旧土佐郡土佐山村との境 界との接点に至り、同所から同 境界を北東進し市道初月142号			上奈呂	県道大河内朝倉停車場に至り、 同所から同県道を南進して起点 に達する線に囲まれた区域 長岡郡本山町北山東の県道田	平成23年11			ら同町道を北東進し同県道との 接点に至り、同所から同県道を 東進して起点に達する線に囲ま れた区域		
類 第9378		現界を北東進し市道初月142号線との接点に至り、同所から同市道を東進し高知ゴルフ場管理地の境界との接点に至り、可所から同境界を北進及び東進し県道高知本山との接点に至り、同所から同県道を北東進し県道所から同県道を北東地の境界との接点に至り、東進し下との場合に達する線に囲まれた区域(浦戸湾鳥獣保護区、海島獣保護区、第二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			上宗 在 特定	井大瀬と県道磯谷本山との接点 を起点とし、同所から同県道を	平成23年11 月15日から 平成33年11 月14日まで		平和特具 使用区统)	高知市春野町内ノ谷の広域農 道大津鷲尾線と県道高知南環状 との交点を起点とし、同所から 同県道を東進し旧吾川郡春野町 と合併前の高知市と旧吾川郡 野町との境界との交点に同市春 野町内ノ谷と春野町東諸木との所 から同境界を南進し同市春 野町内ノ谷と春野町東諸木との所 から同境界との接点に至りび西進し 市道春野町710号線との交点に 至り、同所から同市道を北進し 市道春野町731号線との接点に 至り、同所から同市道を逃し 市道春野町731号線との接点に 至り、同所から同市道を逃し 市道春野町731号線との接点に 至り、同所から同市道を逃進し 市道春野町731号線との接点に	平成23年11 月15日から 平成31年11 月14日まで	銃器
高 知 県 公	宗特度 其止 域(銃)	点を起点とし、同所から同市道	平成23年11 月15日から 平成32年12 月14日まで の間の毎年 11月15日か ら12月14日 まで	銃器		り、同所から同町道を北西進し 吉野川左岸との交点(土佐本山 橋西詰め)に至り、同所から同 左岸を南西進し同川と汗見川と の合流点に至り、同所から同川 左岸を北進し県道田井大瀬との 交点(寺家橋東詰め)に至り、 同所から同県道を北東進して起 点に達する線に囲まれた区域				に至り、同所から同広域農道を 南進し県道弘岡下種崎との交点 に至り、同所から同県道を北西 進し市道春野町683号線との接 点に至り、同所から同市道を北 進し広域農道大津鷲尾線との交 点に至り、同所から同広域農道 を北東進及び北進して起点に達 する線に囲まれた区域		
平成23年9月30日(金曜日)		進及び南進し四国電力株式会社 の送電線鉄塔(高知連絡線No. 4 号)の方向に北進する農道との 接点に至り、同所から同農道を 北進し同農道の終点に至り、同 所から同市と吾川郡いの町との 境界に通ずる歩道を西進し同境界 界に至り、同所から同境界を で り、同所から同境界を 線との接点に至り、 に で り、同所から同境界を 線との接点に至り、 同所から同 で の を は り、同所から同 で の を は り、同所から同 で の を は り、同所から同 で の を り、同所から同 で の を り、同所から同 で の を り、同所から同 で の を り、同所から同 で の を り、同所から同 で の を り、同所から同 で の を り、同所から同 で の を り、同所から同 で の を り、同所から同 で り、 の も り、 の も り、 の も り、 の と の も り、 の と の も り り、 の に の と の も り り り り り り り り り り り り り り り り り り			芳ヶ曽八定猟具様上の金属の	との接点を起点とし、同所から 同境界を南進及び南西進し仁淀	平成23年11 月15日から 平成33年11 月14日まで	銃器	仁ノ特具禁止(銃)	赤岡と旧県道春野赤岡との接点 を起点とし、同所から同旧県道	平成23年11 月15日から 平成27年11 月14日まで	銃器

 $^{\circ}$

_											
		点に至り、同所から同旧県道を				所から東に霧山共同施行茶園組			古津賀	四万十市古津賀の県道下田港	平成23年11 銃器
		東進し県道春野赤岡との接点に				合の茶園を見通す線を直進し同			特定猟	と市道佃1号線との接点(切抜	月15日から
		至り、同所から同県道を東進し				茶園に至り、同所から同茶園の			具使用	橋東詰め)を起点とし、同所か	平成33年11
		港公民館前の同旧県道との接点				境界を東進し三角点 (299.4メ			禁止区	ら同県道を北西進し古津賀土地	月14日まで
8 中		に至り、同所から同旧県道を北				ートル)に至る稜線との接点に			域(銃)	区画整理区域の区域界との接点	/
3 7 8		東進し県道甲殿弘岡上との接点				至り、同所から同稜線を北東進			194 (394)	に至り、同所から同区域界を北	
6		に至り、同所から同県道を北進				し三角点 (299.4メートル) に				西進、北東進、南進及び北東進	
無		し市道春野町944号線との接点				至り、同所から錦山観光開発株				し市道古津賀住宅1号線との接	
		に至り、同所から同市道を北西				式会社所有地の東端部を見通す				点(田の浦分岐)に至り、同所	
		進及び東進し同県道との接点に				線を直進し同所有地の境界に至				から同市道を北進及び東進し国	
		至り、同所から同県道を北進及				り、同所から同境界を南西進及				道56号との接点(古津賀橋)に	
		び北西進し市道春野町951号線				び北西進し同私道に至り、同所				至り、同所から同国道を南進し	
		との接点の四国電力株式会社の				から同私道を東進して起点に達				果道出口古津賀との接点に至	
		電柱コードノ15に至り、同所か				から向松垣を泉進して起点に達 する線に囲まれた区域				り、同所から同県道を北東進し	
		竜柱ユートノ15に至り、同所が ら新川川左岸の四国電力株式会				9 句際に囲ま40に区域				市道古津賀第2団地1号線との	
		社の電柱コードノN15を見通す			本郷特	高岡郡日高村本郷の国道33号	平成23年11	銃器		接点に至り、同所から同市道を	
							1 // == 1 ==			- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		線を直進し同左岸との交点に至			定猟具	と村道馬越父原線との接点を起	月15日から			北進し高知県立中村養護学校敷	
		り、同所から同左岸を東進及び			使用禁	点とし、同所から同村道を南進	平成33年11			地の境界との接点に至り、同所	
榖		南進し同市春野町東諸木と春野			止区域	及び西進し村道文瀬西越線との	月14日まで			から同境界を周回し同市道との	
		町甲殿との大字境界との交点に			(銃)	接点に至り、同所から同村道を				接点に至り、同所から同市道を	
4		至り、同所から同境界を南東進				西進及び北西進し村道西越南線				南東進し沢の峠川との交点に至	
``		し県道春野赤岡との交点(大島				との接点に至り、同所から同村				り、同所から同川を東進し同県	
<u></u> ■		バス停)に至り、同所から南を				道を西進し村道妹背西越線との				道との交点に至り、同所から同	
		見通す線を直進し満潮位の海岸				接点に至り、同所から同村道を				県道を北東進し市道雅ヶ丘団地	
		線に至り、同所から同海岸線を				西進し村道西越鹿児線との接点				1号線との接点に至り、同所か	
展		南西進し通称文庫鼻を経て仁淀				に至り、同所から同村道を西進				ら同市道を南東進及び南西進し	
		川河口左岸との接点に至り、同				し村道柏井宇井線との接点に至				市道雅ヶ丘団地 4 号線との接点	
恒		所から同左岸を北西進しう回し				り、同所から同村道を北進し同				に至り、同所から同市道を南東	
		た地点から仁淀川河口導流堤の				国道との接点に至り、同所から				進、北東進及び南東進し同川に	
		突端を見通す線を直進し同導流				同国道を東進して起点に達する				通ずる私道との接点に至り、同	
		堤の突端に至り、同所から同導				線に囲まれた区域				所から同私道を南西進及び北進	
		流堤左岸を北西進し同県道との								し同川との交点に至り、同所か	
		接点に至り、同所から同県道を			竹島特	四万十市竹島の市道四万十農	平成23年11	銃器		ら同川を南西進し同県道との交	
$\overline{}$		北西進して起点に達する線に囲			定猟具	園線と竹島川右岸との交点(福	月15日から			点に至り、同所から同県道を西	
		まれた区域			使用禁	満橋西詰め)を起点とし、同所	平成25年11			進及び南西進し市道古津賀第2	
(金曜					止区域	から同右岸を北進し高知西南地	月14日まで			団地9号線との接点に至り、同	
	錦山特	高岡郡日高村下分の村道砥石	平成23年11	銃器	(銃)	区土地改良事業竹島換地工区の				所から同市道を南進及び西進し	
30 ⊞	定猟具	谷妹背線から錦山観光開発株式	月15日から			境界との交点に至り、同所から				市道古津賀第2団地17号線との	
<u>н</u> 3	使用禁	会社所有のゴルフ場に通ずる私	平成33年11			同境界を東進及び南進し市道四				接点に至り、同所から同市道を	
6	止区域	道と四国電力株式会社の送電線	月14日まで			万十農園線との交点に至り、同				南進及び北西進し市道古津賀第	
3年	(銃)	(須崎線) の直下との交点を起				所から同市道を南西進して起点				2団地15号線との接点に至り、	
平成234		点とし、同所から同送電線の直				に達する線に囲まれた区域及び				同所から同市道を南進、北西進	
#		下を北東進し送電線鉄塔(須崎				同市竹島の高知西南地区土地改				及び北進し同県道との接点に至	
		線線No.36号) を経て送電線鉄塔				良事業竹島換地工区の区域				り、同所から同県道を西進し市	
		(須崎線線No.35号) に至り、同								道仁王丸線との接点に至り、同	
	•	, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		. '	•	•	•	' '	<u>'</u>		1 1

所から同市道を南西進し市道ツ クダ中央線との接点に至り、同 所から同市道を南進し市道佃1 号線との接点に至り、同所から 同市道を南進して起点に達する 線に囲まれた区域

高知県告示第630号

平成17年11月高知県告示第725号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成23年11月15日から施行する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

表の仁ノ銃猟禁止区域の項を削る。

高知県告示第631号

平成21年8月高知県告示第548号(特定猟具使用禁止区域 (銃)の指定及び告示の廃止)の一部を次のように改正し、平成 23年11月15日から施行する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

表の平和特定猟具使用禁止区域(銃)の項及び竹島特定猟具使用禁止区域(銃)の項を削る。

高知県告示第632号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年12月農林水産省告示第1488号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第633号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年3月農林水産省告示第376号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第634号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年12月農林水産省告示第1486号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第635号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年3月農林水産省告示第725号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第636号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年3月農林水産省告示第264号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第637号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年12月農林水産省告示第1487号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第638号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年1月農林水産省告示第136号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第639号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。 平成14年2月農林水産省告示第203号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第640号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30 条の2の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本山町(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 本山町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第641号

平成23年8月農林水産省告示第1663号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1) 登記簿記載の住所

室戸市羽根町甲902番地

(2) 氏名

中島 能太郎

- 2 保安林に指定する通知の要旨
- (1) 指定に係る保安林の所在場所

室戸市羽根町字冬ノ瀬南段甲3318の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第642号

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成16年8月高知 県告示第543号)の一部を次のように改正する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請 期間を別に定めることができる。

- 第3条第5項第4号を次のように改める。
- (4) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従 業員がいる者(資格審査を初めて申請する者(以下この号に おいて「新規申請者」という。)を除く。)にあっては個人 住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をして いない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するた めの手続を申請目までにしていないもの、県内の市町村にお いて個人住民税を特別徴収するべき従業員がいる者のうち新 規申請者にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人 住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、 県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従業員 がいない者にあっては個人住民税を特別徴収するべき従業員 が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民 税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内 の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の 特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者に あっては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなっ たとき(個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたとき を含む。) に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税 の特別徴収をする旨の誓約を申請目までにしない者
- 第3条第5項に次の1号を加える。
- (8) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
- ア 暴力団 (高知県暴力団排除条例 (平成22年高知県条例第36号) 第2条1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)
- イ 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定 する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。)
- ウ 役員等(法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等に該当するもの
- エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りな がら当該者を使用し、又は雇用しているもの
- オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- カ 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危

cO

害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利 用しているもの

- キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力 団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利 益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力 団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又 は運営に実質的に関与していると認められる業者であるこ とを知りながら、これを利用しているもの
- ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が 経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者で あることを知りながら、これを利用しているもの
- コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているも の

第6条第3号中「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

高知県告示第643号

国土交通省国土交通大臣から平成23年8月高知県告示第541号 (公共測量の実施の通知)で告示した公共測量を平成23年9月5 日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により 告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県告示第644号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の 区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
361-27 -007 a	鏡川支流(1)	高知市鏡今井(別紙図 面のとおり)	土石流
361-27 -007 b	鏡川支 流(2)	高知市鏡今井 (別紙図 面のとおり)	土石流

I —989	中山	高知市鏡今井(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —990	ЛΠ	高知市鏡今井(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —991	惣尻	高知市鏡今井(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -992	ヤナセ	高知市鏡草峰(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —994	今 井 (1)	高知市鏡今井 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —995	今 井(2)	高知市鏡今井 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II — 3356	本村	高知市鏡今井(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II — 3358	中沢	高知市鏡今井(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —956	平 石(1)	高知市土佐山及び土佐 山高川 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I -964	中島(1)	高知市土佐山桑尾 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II — 3238	平 石(2)	高知市土佐山高川(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II — 3249	中島(2)	高知市土佐山桑尾(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -3250	中島(3)	高知市土佐山桑尾(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —1514	宮田ホキ山	高知市春野町東諸木 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —1515	関田	高知市春野町東諸木 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

1	I	I	l I
I -1516	雀ヶ森	高知市春野町東諸木 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —1537	松ノ内	高知市春野町芳原(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —1581	池ノ下	高知市春野町西畑及び 春野町仁ノ(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -1608	松ノ木	高知市春野町弘岡下 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -1622	大谷口	高知市春野町弘岡上 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -1627	南浅川	高知市春野町内ノ谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -1629	平和西	高知市春野町平和及び 春野町芳原(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —1637	北山添	高知市春野町芳原(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -1639	弘岡下 ・西分	高知市春野町弘岡下及 び春野町西分(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -1640	秋山	高知市春野町秋山(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -3733	三ツ渕	高知市春野町西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -3736	増井南	高知市春野町西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III −108	灘谷	高知市春野町東諸木 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ —125	西諸木	高知市春野町西諸木及 び春野町西分(別紙図	急傾斜地の崩壊

科

恒

		面のとおり)	
Ⅲ −126	宝司部	高知市春野町西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
202-62 -002	赤木谷川	室戸市羽根町(別紙図面のとおり)	土石流
202 - 62 -010	東細野谷川	室戸市吉良川町 (別紙 図面のとおり)	土石流
202-63 -008	弘ヶ谷川	室戸市室津(別紙図面のとおり)	土石流
202 - 63 -013	天立谷川	室戸市佐喜浜町 (別紙 図面のとおり)	土石流
202-69 -003	コゴの 谷 川 (1)	室戸市吉良川町 (別紙 図面のとおり)	土石流
202-69 -004	コゴの 谷 川 (2)	室戸市吉良川町 (別紙 図面のとおり)	土石流
202-69 -018	樋ノ谷川	室戸市元 (別紙図面のとおり)	土石流
202-69 -031	水無谷川	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	土石流
202-69 -040	宮ノ谷川	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	土石流
202-69 -041	東大谷川	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	土石流
202-69 -042	タブタ 谷川	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	土石流
202-69 -043	大杉谷川	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	土石流
202-69 -055	三津大谷川	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	土石流

202-69 -209	今谷川	室戸市室津 (別紙図面のとおり)	土石流
I -40	浦	室戸市佐喜浜町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -53	丸山	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -57	三津	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -66	坂本	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -67	津 呂 (1)	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -73	菜生東	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -82	東川原	室戸市室津及び領家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -90	里	室戸市室津 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -105	上ノ内	室戸市元 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -108	脇地	室戸市元 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -124	庄毛南	室戸市吉良川町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 202001	津 呂 (2)	室戸市室戸岬町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
203-52 -002	中山谷川	安芸市下山(別紙図面 のとおり)	土石流
I —157	入河内	安芸市入河内 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊

1	I	I	
I -171	大山	安芸市下山(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -213	宝永町	安芸市宝永町及び西浜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -221	新城	安芸市穴内 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -226	穴内	安芸市穴内 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -235	八流	安芸市赤野 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-59 -006	西峰川	須崎市上分(別紙図面 のとおり)	土石流
206-60 -004	沖	須崎市安和(別紙図面 のとおり)	土石流
$\begin{bmatrix} 206 - 49 \\ -022 \end{bmatrix}$	大島川 (1)	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	土石流
206 - 49 -023	堀ヶ谷川	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
$ \begin{array}{r} 206 - 49 \\ -024 \end{array} $	切畑川 (2)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49 -025	切畑川 (3)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –026	天神谷川(1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –027	和田谷川(1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49 -028	中平谷 川(1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 - 49	横浪谷	須崎市浦ノ内東分(別	土石流

 ∞

-029	川(1)	紙図面のとおり)	
206 - 49 -030	横浪谷川(2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 - 49 -031	横浪谷川(3)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 — 49 —232	大星谷川	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	土石流
206 – 49 –233	大島川 (2)	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	土石流
206 - 49 -234	長万谷川(1)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –235	切畑川 (4)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 - 49 -236	切畑川 (1)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –237	切畑川 (5)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 - 49 -238	馬路谷川	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 - 49 -239	大浦川	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 — 49 —240 a	大浦川 支 川 (1)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49 -240 b	大浦川 支 川 (2)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49 -240 c	大浦川 支 川 (3)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流

206 – 49 –241	大浦川 支 川 (4)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49 -242	大浦川 支 川 (5)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –243	天神谷川(2)	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	土石流
206 – 49 –244	和田谷川(2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 - 49 -245	中平谷川(2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –246	中平谷川(3)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –247 a	中平谷川(4)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –247 b	中平谷川(5)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49 -248	戸波浦 谷 川 (1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –249 a	戸波浦 谷 川 (2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –249 b	戸波浦 谷 川 (3)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49 -250	戸波浦 谷 川 (4)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49	戸波浦	須崎市浦ノ内東分(別	土石流

-251 a	谷 川(5)	紙図面のとおり) 	
206 – 49 –251 b	戸波浦 谷 川 (6)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-49 -251 c	戸波浦 谷 川 (7)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 — 49 —252 a	戸波浦 谷 川 (8)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –252 b	戸波浦 谷 川 (9)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 - 49 -253	戸浦川	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 - 49 $-254 a$	中平谷川(6)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –254 b	中平谷 川(7)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206 – 49 –254 c	中平谷 川(8)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-60 -056	本谷川 (横 浪)	須崎市久通(別紙図面 のとおり)	土石流
206-60 -057	坂内川	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-60 -058	坂内川 (2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-60 -059	中谷川	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-60	中浦川	須崎市浦ノ内西分(別	土石流

科

恒

-060	(1)	紙図面のとおり)	
206-60 -061	中浦川(2)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-60	鳴無谷	須崎市浦ノ内東分(別	土石流
-251	川(1)	紙図面のとおり)	
206-60 -252	東分川	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
$ \begin{bmatrix} 206 - 60 \\ -253 \end{bmatrix} $	菅谷川	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-61	鳴無谷	須崎市浦ノ内東分(別	土石流
-005	川(2)	紙図面のとおり)	
206-61	鳴無谷	須崎市浦ノ内東分(別	土石流
-209 a	川(3)	紙図面のとおり)	
206-61	鳴無谷	須崎市浦ノ内東分(別	土石流
-209 b	川(4)	紙図面のとおり)	
206-61	鳴無谷	須崎市浦ノ内東分(別	土石流
-209 c	川(5)	紙図面のとおり)	
$ \begin{array}{r} 206 - 61 \\ -210 \end{array} $	鳴無谷 川(6)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	土石流
206-99 -004	長万谷 川(2)	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	土石流
206 - 99	坂内川	須崎市浦ノ内東分(別	土石流
-005	(3)	紙図面のとおり)	
206-99	中ノ谷	須崎市浦ノ内西分(別	土石流
-006	川(1)	紙図面のとおり)	
206-99	中ノ谷	須崎市浦ノ内西分(別	土石流
-007	川(2)	紙図面のとおり)	
206-60	東勢井	須崎市大谷(別紙図面	土石流
-047	川(1)	のとおり)	

206 - 60 -048	駿岐川 (2)	須崎市大谷 (別紙図面の		土石流
206-60 -049	駿岐東 谷川	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -050 a	西の川 (1)	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -050 b	西の川(2)	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -051	宮の谷 川(2)	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -052	宮の東 谷川	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -053	宮の谷 川(1)	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -054	河原川	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -055	小浦谷川	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -245	西勢井川	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -246	東勢井 川(2)	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -247	東勢井 川(3)	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -248	大谷川 (1)	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206 - 60 -249	大谷川 (2)	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流
206-60 -250	戸島谷川	須崎市大谷 のとおり)	(別紙図面	土石流

206-99	駿岐川 (1)	(別紙図面のとおり)	土石流
206 — 99 —009	大谷川 (3)	須崎市大谷(別紙図面 のとおり)	土石流
I -2745	岡 本 (中)	須崎市下分(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2777	古 川 (1)	須崎市上分(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2794	東谷	須崎市安和(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
II - 5286	古 川(2)	須崎市上分(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2596	鳴 無(1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2597	鳴 無(2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2598	鳴 無(3)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2599	坂 内(1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2600	菅(1)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2601	菅(2)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2602	中ノ浦	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2603	中ノ谷 (1)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2604	大星	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊

玉

I -2605	土取	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2606	大島	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2607	横 浪 (南)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2608	横 浪 (1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2609	戸波浦 (1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2610	戸波浦 (2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2611	中 平 (2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2612	中 平 (1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2613	和 田 (4)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2614	和 田 (5)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2615	清水	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2616	天 神(1)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2617	天 神(2)	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2618	大 浦 (東)	須崎市浦ノ内西分及び 浦ノ内東分(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊

I -2619	大 浦 (西)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2620	苅谷	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2621	馬 路 (1)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2622	馬 路 (2)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2623	切 畑 (東)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2624	切畑	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2625	久通	須崎市久通(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
П —5116	横 浪(2)	須崎市浦ノ内東分及び 浦ノ内立目摺木 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —5117	横 浪(3)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -5142	鳴 無 (4)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -5143	坂 内(2)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -5144	坂 内(3)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —5145	坂 内(4)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -5146	坂 内(5)	須崎市浦ノ内東分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II ─5147	坂 内	須崎市浦ノ内東分(別	急傾斜地の崩壊

_					
		(6)	紙図面のとおり)		
	Ⅱ -5148	坂 内(7)	須崎市浦ノ内東分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5149	菅(3)	須崎市浦ノ内西分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5150	菅(4)	須崎市浦ノ内西分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5151	菅(5)	須崎市浦ノ内西分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5152	菅(6)	須崎市浦ノ内西分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5153	北 浦 (1)	須崎市浦ノ内西分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5154	中ノ谷 (2)	須崎市浦ノ内西分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5155	横 浪(4)	須崎市浦ノ内東分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5156	中 平 (3)	須崎市浦ノ内東分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II -5157	中 平 (4)	須崎市浦ノ内東分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	Ⅱ -5158	戸波浦 (3)	須崎市浦ノ内東分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	Ⅱ -5159	戸波浦 (4)	須崎市浦ノ内東分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II —5160	中 平 (5)	須崎市浦ノ内東分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	II —5161	中 平 (6)	須崎市浦ノ内東分 紙図面のとおり)	(別	急傾斜地の崩壊
	Ⅱ -5162	中平	須崎市浦ノ内東分	(別	急傾斜地の崩壊

第9378号

報

 $\langle\langle$

	(7)	紙図面のとおり)				(上)	のとおり)				のとおり)	
II —5163	大浦	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2635	宮ノ西 (2)	須崎市大谷(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV — 206068	戸島(2)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —5164	馬 路 (3)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2636	宮ノ西 (3)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV — 206069	東勢井 (4)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —5165	長 万(1)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2637	宮ノ西(1)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV — 206070	東勢井 (5)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -5166	長 万(2)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2638	駿 岐(1)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV — 206071	大谷(2)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —5167	長 万(3)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2639	駿 岐(2)	須崎市大谷及び野見 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV — 206072	大谷(3)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 206073	北 浦(2)	須崎市浦ノ内西分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2640	野 見 (東)	須崎市大谷及び野見 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-87 -004	貝塚川	宿毛市貝塚及び宿毛 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2626	中ノ島	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2641	野見	須崎市野見(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-87 -024	和田谷川(1)	宿毛市和田(別紙図面 のとおり)	土石流
I -2627	蜂ヶ尻 (1)	須崎市野見(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2642	東勢井(1)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-87 -025	和田谷川(2)	宿毛市和田(別紙図面 のとおり)	土石流
I -2628	白浜	須崎市野見(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	I -	2643	西勢井(1)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-91 -006	栄喜川	宿毛市小筑紫町栄喜 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2629	大 谷(1)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	п-	5168	戸 島 (1)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-91 -013	福良谷川(1)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2630	小浦	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	п-	5169	蜂ヶ尻 (2)	須崎市野見(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-91 -018	小筑紫 谷川	宿毛市小筑紫町小筑紫 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2631	港	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	п-	5170	東勢井(2)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-99 -001	福良谷川(2)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2632	上屋敷	須崎市大谷(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	11 -	5171	東勢井 (3)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-101 -001 a	母島川	宿毛市沖の島町母島 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2633	宮ノ東	須崎市大谷(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	п-	5172	西勢井(2)	須崎市大谷 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-101 -001 b	梅の木川	宿毛市沖の島町母島 (別紙図面のとおり)	土石流
I -2634	宮ノ西	須崎市大谷(別紙図面	急傾斜地の崩壊	п —	5173	勢井	須崎市大谷(別紙図面	急傾斜地の崩壊	208-101	妹背川	宿毛市沖の島町母島	土石流

幺

恒

榖

-002		(別紙図面のとおり)	
208-101 -004	弘瀬川	宿毛市沖の島町弘瀬 (別紙図面のとおり)	土石流
I -3840	貝礎西	宿毛市平田町黒川及び 平田町戸内(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3869	市山	宿毛市押ノ川 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3879	平野西	宿毛市橋上町平野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3905	松田町	宿毛市桜町、宿毛、中 央二丁目及び松田町 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3913	貝塚	宿毛市貝塚及び宿毛 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3925	片 (南)	宿毛市片島(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3926	片島	宿毛市片島(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3978	小筑紫 (北)	宿毛市小筑紫町小筑紫 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3980	小筑紫	宿毛市小筑紫町小筑紫 及び小筑紫町福良(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3994	母 島 (1)	宿毛市沖の島町母島 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3997	弘瀬	宿毛市沖の島町弘瀬 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 208001	福良	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV –	栄喜	宿毛市小筑紫町栄喜	急傾斜地の崩壊

208002		(別紙図面のとおり)	
IV — 208003	和田	宿毛市和田(別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 208004	母 島 (2)	宿毛市沖の島町母島 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
209 - 93 -002	谷田川	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	土石流
209-93 -019	清水谷 川及び 支 川 (1)	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	土石流
209-93 - c	清水谷 川及び 支 川 (2)	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	土石流
209 - 96 -030	奥の谷川	土佐清水市下川口(別 紙図面のとおり)	土石流
209 - 97 -004	奥ノ谷川	土佐清水市市場町及び 本町(別紙図面のとお り)	土石流
209-97 -216- 1	中山谷川(1)	土佐清水市浦尻 (別紙 図面のとおり)	土石流
209-97 -216- 2 a	中山谷川(2)	土佐清水市浦尻(別紙 図面のとおり)	土石流
209-97 -216- 2 b	中山谷川(3)	土佐清水市浦尻 (別紙 図面のとおり)	土石流
209 - 98 -204	アマノ 谷川	土佐清水市窪津 (別紙 図面のとおり)	土石流
209-99 A-002	ミヤコ 谷川	土佐清水市足摺岬(別 紙図面のとおり)	土石流

I	I		I
209-99 A-007	戸田川	土佐清水市足摺岬(別 紙図面のとおり)	土石流
I -4071	下浦	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -4075	小 方(1)	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -4127	浦尻	土佐清水市浦尻 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —4171	竜串	土佐清水市竜串及び三 崎 (別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I -4175	下川口	土佐清水市下川口 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -4192	足摺	土佐清水市足摺岬(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 209001	開(1)	土佐清水市窪津 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 209002	開(2)	土佐清水市窪津 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 209003	小 方(2)	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
426 – 72 –001 a	タネの 奥(1)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72 -001 b	タネの 奥(2)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72 -001 c	タネの 奥(3)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 72 -002	奈路谷川	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 72	鍛冶ケ	四万十市西土佐江川﨑	土石流

虽

-003	谷川	(別紙図面のとおり)	
426 - 72 -009	マキ谷 (1)	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 72 -010	マキ谷 (2)	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 72 -014	テン谷 (1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426 – 72 –015	テン谷 (2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 72 -201	土居ノ 前谷川	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 78 -004	鍛冶屋 谷川	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 79 -008	東谷	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	土石流
426 – 79 –015	下堀田谷川	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 79 -205	口屋内 谷川	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 79 -221	中屋敷川	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	土石流
426 - 79 -222	用井谷川	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	土石流
I -3715	栗ノ木	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3716	本村	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3717	岡本	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3721	宮地	四万十市西土佐江川崎	急傾斜地の崩壊

	(東、西)	(別紙図面のとおり)	
I -3726	西土佐 奈路	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3727	上タカ	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3734	ウズシ リ	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3737	橘 谷 (1)	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3738	橘 谷(2)	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3739	橘 谷(3)	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3742	佐々木	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —3757	イナヤ シキ	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3768	宮崎	四万十市西土佐大宮 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3781	口屋内	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3782	土居ノ 前(1)	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3783	土居ノ 前(2)	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —3789	弓場	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -7787	ネバ谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
	弓場	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり) 四万十市西土佐江川	

II −7845	川田城口	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -7850	竹崎	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -7851	殿ノ奥	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -7906	宮ノ川	四万十市西土佐大宮 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -7927	和田	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 426001	橘 谷 (4)	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 426002	橘 谷(5)	四万十市西土佐用井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 426003	新改	四万十市西土佐大宮 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —449	月見山	香南市香我美町岸本及 び夜須町坪井 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -572	宮ノ前	香南市野市町母代寺 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -583	サル田	香南市野市町母代寺 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
323-19 -002 a	飼古屋 谷 川 (1)	香美市土佐山田町繁藤 (別紙図面のとおり)	土石流
323-19 -002 b	飼古屋 谷 川 (2)	香美市土佐山田町繁藤 (別紙図面のとおり)	土石流
I —538	駅前町 (1)	香美市土佐山田町繁藤 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

平成23年9月30日(金曜日) 高知県

第9378号

榖

 $\langle\langle$

	I -539	繁藤	香美市土佐山田町繁藤 及び土佐山田町角茂谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
	Ⅱ -1329	北滝本 (1)	香美市土佐山田町北滝 本及び土佐山田町繁藤 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
	П −1344	駅前町 (2)	香美市土佐山田町繁藤 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
	II —1465	北滝本 (2)	香美市土佐山田町北滝 本及び土佐山田町繁藤 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
	301 - 44 -002	三崎谷川	安芸郡東洋町野根 (別 紙図面のとおり)	土石流
	301 - 44 -005	神明谷川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとおり)	土石流
	301 - 44 -012	小池川	安芸郡東洋町河内(別 紙図面のとおり)	土石流
	301 - 44 -013	左小池川	安芸郡東洋町河内(別 紙図面のとおり)	土石流
	301-44 -018	超願寺谷 川(1)	安芸郡東洋町河内及び 甲浦(別紙図面のとお り)	土石流
	301-44 -019	超願寺谷 川(2)	安芸郡東洋町河内及び 甲浦 (別紙図面のとお り)	土石流
	I — 6	西谷	安芸郡東洋町河内及び 甲浦 (別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
	I -10	愛宕山	安芸郡東洋町河内(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
	I —11	小池	安芸郡東洋町河内(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
1			I	ı

I -15	小川原	安芸郡東洋町河内(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -20	中島上	安芸郡東洋町野根 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
302-62 -001	琵琶ケ谷川	安芸郡奈半利町 (別紙 図面のとおり)	土石流
I -247	宮ノ岡	安芸郡奈半利町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -256	加領郷 (中)	安芸郡奈半利町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
304-52 -003 a	下町谷川(1)	安芸郡安田町安田 (別 紙図面のとおり)	土石流
304-52 -003 b	下町谷川(2)	安芸郡安田町安田 (別 紙図面のとおり)	土石流
I -303	上庄田	安芸郡安田町安田及び 西島 (別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I -312	安田	安芸郡安田町安田 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -340	東野友	安芸郡北川村野友(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -348	丸山	安芸郡馬路村魚梁瀬 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -349	丸山東	安芸郡馬路村魚梁瀬 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -360	ササクビ	安芸郡馬路村馬路 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -361	落合	安芸郡馬路村馬路 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
$341 - 05 \\ -007$	沢ケ内谷	長岡郡本山町沢ケ内 (別紙図面のとおり)	土石流

	l		
341-09 -013	十二所谷川	長岡郡本山町本山(別 紙図面のとおり)	土石流
$341 - 39 \\ -023$	寺家	長岡郡本山町寺家 (別 紙図面のとおり)	土石流
341-18 -019	上街	長岡郡本山町本山(別 紙図面のとおり)	土石流
I -842	堂面	長岡郡本山町沢ケ内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
344-10 -014 a	大王下 (1)	長岡郡大豊町中村大王 (別紙図面のとおり)	土石流
344-10 -014 b	大王下 (2)	長岡郡大豊町中村大王 (別紙図面のとおり)	土石流
$344 - 10 \\ -042$	川口南	長岡郡大豊町川口 (別 紙図面のとおり)	土石流
344-10 -050	津 家(1)	長岡郡大豊町津家(別 紙図面のとおり)	土石流
344-10 -051	津 家(2)	長岡郡大豊町津家(別 紙図面のとおり)	土石流
I -676	杉	長岡郡大豊町杉 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -743	大王下 (1)	長岡郡大豊町中村大王 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -820	落合	長岡郡大豊町大滝(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -835	川口南	長岡郡大豊町川口 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —1845	大王下 (2)	長岡郡大豊町中村大王 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
$363 - 06 \\ -004$	下モ田谷	土佐郡土佐町田井(別 紙図面のとおり)	土石流

私

363 - 06 -005	谷の本 小谷	土佐郡土佐町田井 (別 紙図面のとおり)	土石流
363-06 -006	谷の本谷	土佐郡土佐町田井 (別 紙図面のとおり)	土石流
I -874	岡	土佐郡土佐町田井 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -883	駒野	土佐郡土佐町土居(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -908	イノクボ	土佐郡大川村中切(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
381-27 -002	明神川	吾川郡いの町中追及び 勝賀瀬 (別紙図面のと おり)	土石流
385-16 -008	字主谷川	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	土石流
385-16 -009	栃谷川	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	土石流
385 - 16 -204	日比原川	吾川郡いの町清水下分 (別紙図面のとおり)	土石流
385 - 26 -024	十田川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流
385 - 26 -034	柚ノ木野中谷	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のとおり)	土石流
385 - 26 -230	竹ノ瀬川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流
385 - 26 -231	竹ノ瀬川北谷	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流
385 - 26 -251	西谷川	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとお り)	土石流

385 – 26 –252	東谷川	吾川郡いの町小川西津 賀才 (別紙図面のとお り)	土石流
385 – 26 –262	北思地谷	吾川郡いの町上八川下 分(別紙図面のとお り)	土石流
I -1995	中追渓 谷(1)	吾川郡いの町中追(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -1997	中追渓 谷(2)	吾川郡いの町中追(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2007	柳ノ瀬	吾川郡いの町柳瀬本村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2129	下野地	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2133	浅瀬	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2134	浅 瀬 (北)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2135	下八川土居	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2136	古庵橋	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2137	長 引 (下)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2143	長 引 (上)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2148	高岩	吾川郡いの町小川東津 賀才及び小川西津賀才 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2153	西津賀	吾川郡いの町小川西津 賀才 (別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊

		9)	
I —2154	西奈路(北)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I -2181	上清田	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2185	柚ノ木野	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I -2187	上八川程野	吾川郡いの町上八川下 分(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I -2208	日比原	吾川郡いの町清水下分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2209	日比原(南)	吾川郡いの町清水下分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2210	日比原(東)	吾川郡いの町清水下分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2211	清水橋	吾川郡いの町清水下分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2227	八坂	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2228	土居	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ −4401	浅 瀬 (南)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
П −4402	古庵橋(東)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -4432	西津賀 才 (北)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊

科

恒

II -4433	東 谷 (1)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
П —4434	東 谷(2)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
II —4436	西奈路(南)	吾川郡いの町小川新別 及び小川西津賀才(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —4437	西奈路(西)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
II —4515	思地	吾川郡いの町上八川下 分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
П —4519	石 舟 (北)	吾川郡いの町上八川下 分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —4592	ゴミ谷 (西)	吾川郡いの町清水下分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —4593	ゴミ谷	吾川郡いの町清水下分 及び清水上分(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —4622	八坂橋	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II - 4623	土居大橋(東)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
П —4624	土居大橋 (南)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II —4625	土居大橋	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

	(中)	 	
Ⅱ −4626	土居大橋(北)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -4628	土居(西)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -4629	土居(上)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -4640	浅 瀬 (東)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -4642	東 谷(3)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
II -8500	清水	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
382-25 -009	岩丸谷川	吾川郡仁淀川町岩丸 (別紙図面のとおり)	土石流
384 — 35 —005	観音谷川	吾川郡仁淀川町名野川 (別紙図面のとおり)	土石流
409 – 35 –002 a	上土居川(1)	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	土石流
409-35 -002 b	上土居川(2)	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	土石流
409-35 -003	奥ゴエ谷川	吾川郡仁淀川町森 (別 紙図面のとおり)	土石流
409 - 35 -202	谷山川	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	土石流
409-48 -001	竹谷川 (1)	吾川郡仁淀川町長者 (別紙図面のとおり)	土石流
409 - 48 -002	竹谷川 (2)	吾川郡仁淀川町長者 (別紙図面のとおり)	土石流

I -2552	上有実	吾川郡仁淀川町岩丸 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2560	土居	吾川郡仁淀川町土居 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2561	岩丸	吾川郡仁淀川町岩丸及 び土居 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I -2562	家古屋	吾川郡仁淀川町土居 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2471	本村	吾川郡仁淀川町本村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2480	大 崎(1)	吾川郡仁淀川町大崎及 び藤ノ野(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊
I -2482	大 崎(2)	吾川郡仁淀川町大崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2523	名野川	吾川郡仁淀川町名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2525	正ノ石	吾川郡仁淀川町名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2425	引地	吾川郡仁淀川町森 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2426	土居	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2463	湯の川	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
406-59 -009	音 羽 (1)	高岡郡中土佐町大野見 吉野 (別紙図面のとおり)	土石流
406 - 59 -010	音 羽(2)	高岡郡中土佐町大野見 吉野(別紙図面のとお	土石流

科

恒

		9)	
I -2806	小鎌田港山	高岡郡中土佐町久礼 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2828	久礼永 久町	高岡郡中土佐町久礼 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2830	久礼西 谷	高岡郡中土佐町久礼 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2853	上ノ加 江南	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2958	吉野	高岡郡中土佐町大野見 吉野 (別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I —2971	栂ノ川	高岡郡中土佐町栂ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
402-36 -003	寺野川 及び支 川(1)	高岡郡佐川町黒原(別 紙図面のとおり)	土石流
402-36 -004	寺野川 及び支 川(2)	高岡郡佐川町黒原(別 紙図面のとおり)	土石流
402 - 36 -024	甲谷川	高岡郡佐川町(別紙図 面のとおり)	土石流
402-49 -006	奥ノ土 居川	高岡郡佐川町(別紙図 面のとおり)	土石流
402 - 49 -007	上郷谷川	高岡郡佐川町(別紙図 面のとおり)	土石流
402 - 49 -032	宮ヶ谷川	高岡郡佐川町本郷(別 紙図面のとおり)	土石流
I -2293	久万田	高岡郡佐川町(別紙図	急傾斜地の崩壊

I -2295	西谷	高岡郡佐川町(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2296	上町	高岡郡佐川町(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2298	佐川東町	高岡郡佐川町 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2331	新寺	高岡郡佐川町本郷 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
405-46 -011	下谷川	高岡郡檮原町富永 (別 紙図面のとおり)	土石流
405 - 57 -020	井野々谷川	高岡郡檮原町檮原(別 紙図面のとおり)	土石流
405 - 65 -004	本村谷	高岡郡檮原町松原(別 紙図面のとおり)	土石流
I -3060	田野々	高岡郡檮原町田野々 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3065	中町	高岡郡檮原町檮原(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3070	西路	高岡郡檮原町川西路 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3098	六丁	高岡郡檮原町六丁(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
410 – 36 –006	岩の川	高岡郡日高村宮ノ谷 (別紙図面のとおり)	土石流
410 – 36 –007	流神谷川	高岡郡日高村本村(別 紙図面のとおり)	土石流
410-36 -008	能津谷川(1)	高岡郡日高村本村(別 紙図面のとおり)	土石流
410-36 -009	能津谷川(2)	高岡郡日高村本村(別 紙図面のとおり)	土石流

$\begin{vmatrix} 410 - 36 \\ -227 \end{vmatrix}$	九頭谷川	高岡郡日高村九頭(別 紙図面のとおり)	土石流
410 - 37 -003	大橋谷川	高岡郡日高村本郷 (別 紙図面のとおり)	土石流
410 - 37 -004	滝谷川	高岡郡日高村本郷 (別 紙図面のとおり)	土石流
I -2038	鍛冶屋 (1)	高岡郡日高村下分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2039	鍛冶屋 (2)	高岡郡日高村下分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2041	奥の谷	高岡郡日高村下分(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2071	木屋ヶ谷	高岡郡日高村本郷及び 下分(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I -2097	岩目地 (北)	高岡郡日高村岩目地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2103	樋の口	高岡郡日高村九頭 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —2116	岩の川	高岡郡日高村宮ノ谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2126	今出	高岡郡日高村本村(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -4361	谷屋敷	高岡郡日高村九頭(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
408-48 -009	白河瀬川	高岡郡津野町黒川(別 紙図面のとおり)	土石流
407 - 47 - 001	犬ヶ谷川	高岡郡津野町芳生野 (別紙図面のとおり)	土石流
407 - 47 -204	郷内谷川	高岡郡津野町芳生野 (別紙図面のとおり)	土石流

虽

407 - 58 -011	下力石 谷川	高岡郡津野町力石(別 紙図面のとおり)	土石流
I -2884	姫野々	高岡郡津野町姫野々 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2885	東林	高岡郡津野町姫野々 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2991	向新田	高岡郡津野町力石(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -2994	新田	高岡郡津野町芳生野及 び北川 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I -3007	郷内	高岡郡津野町芳生野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3009	王在家	高岡郡津野町芳生野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 407001	力 (1)	高岡郡津野町力石 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 407002	力 (2)	高岡郡津野町力石 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
404 - 67 -003	影山谷 川(1)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 67 -004	影山谷川(2)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 67 -005	三滝谷川(1)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	土石流
404-67 -006	三滝谷川(2)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 67 -007	三滝谷川(3)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	土石流
404-67	小野川	高岡郡四万十町七里	土石流

-008	谷 川 (1)	(別紙図面のとおり)	
404-67 -009	小野川 谷 川 (2)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	土石流
404-67 -010	小野川 谷 川 (3)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 67 -207	小野川 谷 川 (4)	高岡郡四万十町七里及 び中村(別紙図面のと おり)	土石流
404 - 74 -002	川口谷川(1)	高岡郡四万十町南川口 (別紙図面のとおり)	土石流
404-74 -003	川口谷川(2)	高岡郡四万十町南川口 (別紙図面のとおり)	土石流
404-74 -244	若井川 谷川	高岡郡四万十町若井川 (別紙図面のとおり)	土石流
404 — 74 —501	口神ノ 川谷川 (1)	高岡郡四万十町口神ノ 川 (別紙図面のとおり)	土石流
404-74 -502	口神ノ 川谷川 (2)	高岡郡四万十町口神ノ 川 (別紙図面のとおり)	土石流
404-74 -503	口神ノ 川谷川 (3)	高岡郡四万十町口神ノ 川 (別紙図面のとおり)	土石流
404-75 -002	小久保 川谷川 (1)	高岡郡四万十町東川角 (別紙図面のとおり)	土石流
404-75 -016	仁井田 谷 川 (1)	高岡郡四万十町仁井田 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 75	仁井田	高岡郡四万十町仁井田	土石流

-017	谷 川(2)	(別紙図面のとおり)	
404-75 -037	見付谷 川(1)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404-75 -038	見付谷 川(2)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 75 -204	ホウノ キ谷	高岡郡四万十町東川角 (別紙図面のとおり)	土石流
404-75 -207	小久保 川谷川 (2)	高岡郡四万十町東川角 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 75 -260	見付谷 川(3)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 75 -261	見付谷 川(4)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 75 -262	見付谷 川(5)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 75 -269	見付谷 川(6)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 75 -270	小泉谷川	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404-75 -271	かげ地 谷 川 (1)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404-75 -272	かげ地 谷 川 (2)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	土石流
404 - 75 -280	若井谷川	高岡郡四万十町若井川 (別紙図面のとおり)	土石流
404-81 -001	家地川 谷川	高岡郡四万十町家地川 (別紙図面のとおり)	土石流

404 - 82 -001	小室谷 川(1)	高岡郡四万十町興津 (別紙図面のとおり)	土石流
404-82 -002	奥の谷川	高岡郡四万十町興津 (別紙図面のとおり)	土石流
404-82 -003a	小室谷 川(2)	高岡郡四万十町興津 (別紙図面のとおり)	土石流
404-82 -003b	小室谷 川(3)	高岡郡四万十町興津 (別紙図面のとおり)	土石流
422 - 73 -002	岡本谷川	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	土石流
422 — 73 — 003	御所ノ 森谷川	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	土石流
422-73 -004	城山谷 川及び 城山谷 川右支 川(1)	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	土石流
422-73 -005	城山谷 川及び 城山名支 川(2)	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	土石流
422-73 -009	井の谷川	高岡郡四万十町大正大 奈路(別紙図面のとお り)	土石流
422 - 73 -203	田野々谷川	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	土石流
422-74 -004	北の川谷川	高岡郡四万十町大正北 ノ川 (別紙図面のとお り)	土石流
422 – 74 –216	イデノ 谷川	高岡郡四万十町大正北 ノ川(別紙図面のとお り)	土石流

第9378号

榖

 $\langle \langle$

账

幺

恒

平成23年9月30日(金曜日)

$\begin{vmatrix} 425 - 65 \\ -205 \end{vmatrix}$	5 サガリ	高岡郡四万十町大道 (別紙図面のとおり)	土石流
425 - 73 -003	8 昭和町谷川	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	土石流
425 - 73 -004	昭和谷川(1)	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	土石流
425 — 73 —005 a	(1)	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	土石流
425 - 73 -005 b	% 後	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	土石流
425 - 73 -006	(3)	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	土石流
425 - 73 -007	昭和谷川(2)	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	土石流
I -3127	/ 小室	高岡郡四万十町興津 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3128	(2)	高岡郡四万十町興津 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3140) スギヤ ウ(1)	高岡郡四万十町影野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3141	スギヤウ(2)	高岡郡四万十町影野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3144	4 仁井田	高岡郡四万十町仁井田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3157	7 古市	高岡郡四万十町窪川、 東町及び古市町 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —3159	カクレジュク	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3160	影地	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I -3161	見付	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3169	新開町	高岡郡四万十町窪川、 新開町及び神ノ西(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3171	西ノ前	高岡郡四万十町若井川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3174	エビス 前(1)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3175	エビス 前(2)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3176	神主屋敷(1)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3177	三滝	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3178	西岡	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —3187	大休場(1)	高岡郡四万十町東川角 及び西川角 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3193	畑四郎 (1)	高岡郡四万十町口神/ 川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3196	神主屋敷(2)	高岡郡四万十町南川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
П —6132	下夕切	高岡郡四万十町仁井田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ −6298	源氏山(1)	高岡郡四万十町東川角 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -6299	源氏山(2)	高岡郡四万十町東川角 及び西川角(別紙図面	急傾斜地の崩壊

		のとおり)	
II -6307	大休場(2)	高岡郡四万十町東川角 及び西川角 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ −6310	ホウデ ン山	高岡郡四万十町西川角 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ −6361	畑四郎 (2)	高岡郡四万十町口神ノ 川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
П —6401	岡屋敷	高岡郡四万十町南川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ −393	神有	高岡郡四万十町仁井田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ −394	栄城田	高岡郡四万十町仁井田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III −406	法傳山	高岡郡四万十町西川角 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III −407	源氏山(3)	高岡郡四万十町東川角 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 404001	家地川(1)	高岡郡四万十町家地川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 404002	家地川(2)	高岡郡四万十町家地川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 404003	家地川(3)	高岡郡四万十町家地川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I —3215	寺井山	高岡郡四万十町大正北 ノ川(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I -3224	轟 崎(1)	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3225	轟崎	高岡郡四万十町大正	急傾斜地の崩壊

	(2)	(別紙図面のとおり)	
I -3227	ウツゲ 薮	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3228	東山	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3229	五所ノ森	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3230	城山	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3231	大正橋	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3232	新町	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3233	田野々中町	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3234	中 町 (北)	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3241	大奈路 (1)	高岡郡四万十町大正大 奈路(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
II -6537	新ヤシキ	高岡郡四万十町大正北 ノ川 (別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
II -6618	轟 崎(3)	高岡郡四万十町大正 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II 6654	大奈路 (2)	高岡郡四万十町大正大 奈路(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
II - 6655	大奈路 (3)	高岡郡四万十町大正大 奈路(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊

II 6656	大奈路 (4)	高岡郡四万十町大正大 奈路(別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I -3258	昭和	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3259	昭和町 (1)	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3260	昭和町(2)	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3261	昭和本町	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3265	楠 野 (1)	高岡郡四万十町大道 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II - 6756	炎 (1)	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -6757	炎 谷 (2)	高岡郡四万十町昭和 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ −6790	楠 野 (2)	高岡郡四万十町大道 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -6791	楠 野 (3)	高岡郡四万十町大道 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -6792	楠 野 (4)	高岡郡四万十町大道 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
424-95 -016	中前谷川	幡多郡大月町姫ノ井 (別紙図面のとおり)	土石流
424-95 -017	奥谷川	幡多郡大月町姫ノ井 (別紙図面のとおり)	土石流
I -4016	姫ノ井	幡多郡大月町姫ノ井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -4042	住吉谷	幡多郡大月町頭集及び 平山(別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊

私

		9)	
IV - 424001	中前	幡多郡大月町姫ノ井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
423 - 85 -053	野川谷川	幡多郡黒潮町下田の口 (別紙図面のとおり)	土石流
423 - 86 -004	三堂ナロ川	幡多郡黒潮町奥湊川 (別紙図面のとおり)	土石流
421-82 -012	伊与喜 谷 川 (1)	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	土石流
421-81 -013	伊与喜 谷 川 (2)	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	土石流
421-81 -014	伊与喜 谷 川 (3)	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	土石流
421-82 -006 a	オモ谷 川(1)	幡多郡黒潮町鈴 (別紙 図面のとおり)	土石流
421 – 86 –006 b	オモ谷川(2)	幡多郡黒潮町鈴 (別紙 図面のとおり)	土石流
421-82 -006 c	オモ谷川(3)	幡多郡黒潮町鈴 (別紙 図面のとおり)	土石流
421 — 86 —020 a	カラサ キ 谷 (1)	幡多郡黒潮町佐賀(別 紙図面のとおり)	土石流
421 – 86 –020 b	カラサ キ 谷 (2)	幡多郡黒潮町佐賀(別 紙図面のとおり)	土石流
I -3367	上川口浦	幡多郡黒潮町上川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3368	中屋敷	幡多郡黒潮町上川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I -3383	吹上	幡多郡黒潮町浮鞭 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3414	野川	幡多郡黒潮町下田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3440	城山	幡多郡黒潮町出口(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3299	岡ヤシ キ	幡多郡黒潮町拳ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3301	西野路下	幡多郡黒潮町拳ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3303	長瀬	幡多郡黒潮町拳ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3310	鈴	幡多郡黒潮町鈴 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3323	伊与喜	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3324	和田東	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3325	和田西	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3340	下分	幡多郡黒潮町佐賀(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -3341	大和田	幡多郡黒潮町佐賀(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 421001	和田南	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第645号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年9月30日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名南国インター
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市下末松字武八西138番1から		前	5. 7	126
	南国市下末松字高屋 3番1まで	後	7. 3	126
南国市下末 1番1から		前	4. 0	158
南国市東崎 454番1ま [~]		後	11. 8	158

高知県告示第646号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年9月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名坂瀬吉野
- 3 道路の区域

X	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町坂本字 竹屋敷639番6から		前	4. 4	57
長岡郡本山町竹屋敷639番		後	5. 3 }	57

		15. 3	
長岡郡本山町坂本字 井ノ本287番1から 長岡郡本山町坂本字 井ノ本276番16まで	前	3. 9	148
	後	4. 2	148
長岡郡本山町屋所字	前	7. 6	27
北浦176番 1	後	7. 6	27

高知県告示第647号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年9月30日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡本山町坂本字竹屋敷 639番6から 長岡郡本山町坂本字竹屋敷 639番4まで	57	平成23年 9 月30 日
長岡郡本山町坂本字井ノ本 287番1から 長岡郡本山町坂本字井ノ本 276番16まで	148	平成23年9月30日
長岡郡本山町屋所字北浦 176番1まで	27	平成23年 9 月30 日

高知県告示第648号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

地 名	地 番	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)	備考	
南国市大埇 字四反田	甲963番 6	6.00	72. 27		

高知県告示第649号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

地	名	地番	幅員(メートル)	延 長 (メートル)	備考	
	市大埇 反田	甲963番18	6.00	33. 28		

高知県告示第650号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

地 名	地番	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字ョ	2613番 4 2613番 9	6. 24	52. 97	
ノ丸	2613番18 2617番 3	8. 21 5. 29	21. 99	
		≀ 5. 37		
		4. 91	48. 19	

十地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ

り、新居土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があっ た。

平成23年9月30日

氏 名

高知県知事 尾﨑 正直

役名 (退任)

理事 近澤 茂 十佐市新居1740

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成23年9月30日

······

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成23年6月22日 23高都計第166号	南国市大埇字武久甲 685番 1	高知市北本町一丁 目7番22号 株式会社マンデリ ン 代表取締役 西村 善二

入 札 公 告 _____

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

平成23年9月30日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量 X線诱視撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成24年3月30日
- (4) 納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金 額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載 すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21~23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登載されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定 による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者 であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号788-0785

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院総務課

電話番号0880-66-2225

(2) 入札説明書の交付方法

平成23年9月30日(金)から同年10月19日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成23年11月11日(金)午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年 11月10日 (木) 午後5時までに(1)の交付場所に必着する こと。

イ 場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院3階 大会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年10月19日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県立幡多けんみん病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効と する。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落 札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年10月12日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Type of product required for purchase:

Fluoroscopic X-ray apparatus 1 set

- (2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Wednesday 19 October 2011
- (3) Date and time for the submission of bid tender: 1:30 P.M. on Friday 11 November 2011 (bid tenders submitted by mail should be received by 5:00 P.M. on Thursday 10 November 2011)
- (4) Contact address: General Affairs Division, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamanacho, Sukumo City, Kochi 788-0785, Japan

Tel: 0880-66-2225